

国民健康保険無診療表彰受賞おめでとうございます

☎ 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

富士見町国民健康保険では、平成30年度無診療表彰を行いました。

【対象】 昨年4月～今年3月までの1年間を通じて、一度もお医者さんにかからず健康に過ごされた世帯
【表彰総数】 107世帯（無診療期間：1年…49件 2～4年…39件 5～9年…11件 10年以上…8件）
 ※最長は20年間無診療です（1件）

国保特別会計の支出のうち、最も多くを占めるのは医療費です。医療機関にかかる者の増加や医療技術の高度化により医療費は年々増え続けています。

このような中、大きな病気やけがもなく、日々自己管理をされ、健康に過ごされているみなさんは、健康な町民の代表といえます。毎日を元気で楽しく過ごしていけるように、日頃から健康管理を意識して過ごしたいものですね。

交通事故などにあつたときは「第三者行為による傷病届」の手続きを!

☎ 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

●届出をする理由

交通事故など、第三者の行為によってケガや病気をした場合の医療費は、原則として、加害者がその過失割合に応じて全額負担すべきものです。従って、国民健康保険（以下、国保）を使ったときは、加害者が支払うべき医療費を国保が一時的に立て替え、後からその費用を加害者に請求することとなります。

このように、国保が費用の請求を行うために「第三者行為による傷病届」が必要となります。交通事故にあつたら、すぐに警察に届け、治療に国保を使うときは国保の窓口への届出も忘れずに行いましょう。

また、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりしてしまうと国保が使えなくなりますので、示談の前に必ず役場窓口にご相談してください。

●相手のいる交通事故以外に、次の場合も届出が必要です

- ・自損事故で、運転者や同乗者が負傷したとき
- ・他人の飼い犬や飼い猫にかまれたとき
- ・けんかなど、他人の暴力で負傷したとき
- ・飲食店などで食中毒になったとき

●届出に必要な書類等（事前にお問い合わせください）

- ・治療を受けた被保険者の国民健康保険証
- ・来庁する人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・傷病届(被害届) ・事故発生状況報告書 ・交通事故証明書 ・念書 等

歯科健診はお済みですか? ～後期高齢者歯科健診～

☎ 長野県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係 ☎026-229-5320

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科健診を実施しており、対象者に対して案内通知と受診券を6月下旬に送付しています。

お口の健康は、笑顔への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないがお口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。

【対象】 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの被保険者（平成29年度に75歳になった方）

【健診期間】 12月29日(土)まで

【健診費用】 無料 ※健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

【対象医療機関】 ○清水歯科医院 (☎62-5207) ○野村デンタルクリニック (☎62-9118)
 ○三井歯科医院 (☎62-5965) ○かがやき歯科クリニック (☎62-4182)
 ○その他、県歯科医師会所属の歯科医院

【予約方法】 対象医療機関へ直接予約をお願いします。